

愛知教育大学と鈴鹿市教育委員会の相互連携に関する協定書

愛知教育大学（以下「甲」という。）と鈴鹿市教育委員会（以下「乙」という。）は、相互の人的・知的資源の交流を図り、教育分野において多様に協力していくために協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、子どもの健やかな成長、教職員の資質・能力の向上及び学生の実践力育成等において、相互に協力し、学校教育の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 前条の規定に基づき実施する事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 子どもの健やかな成長に関すること。
- (2) 教職員の資質・能力の向上に関すること。
- (3) 学生の実践力育成に関すること。
- (4) 現代的教育課題に関すること。
- (5) その他甲・乙双方が必要であると認めること。

（連携推進協議会）

第3条 前条各号に掲げる連携事項を円滑に推進するために、甲・乙双方の関係者による協議の場として、連携推進協議会を必要に応じて設置することができる。

（連携方法）

第4条 甲及び乙は、それぞれ連携窓口を設置し、連携協力を推進するための必要な連絡調整を行う。

2 研究連携に当たっては、それぞれの教職員の派遣や受入、施設・設備等の利用について、業務に支障のない範囲で便宜を供し実施するものとする。

（経 費）

第5条 前条に規定する連携実施に当たり、研究に係る経費については各機関が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、教職員の派遣経費は、要請した側が負担する。

（守秘義務）

第6条 甲・乙双方は、本協定に基づく活動において、相手側から知り得た秘密事項について、本協定有効期間中及び有効期間終了後を問わず、決して第三者に対し開示又は漏えい

してはならない。ただし、相手方の承諾を得ている場合は、この限りでない。

（有効期間）

第7条 本協定は、締結の日から効力を発し、有効期間は令和9年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の3ヶ月前までに甲・乙いずれからも改廃の申し入れが無いときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第8条 本協定に定める事項に疑義が生じたとき、又は本協定に定めるものの他に合意すべき事項が生じたときは、甲・乙協議の上、新たに定めるものとする。

附則

（教職員の派遣経費に関する経過措置）

第5条第2項に定める教職員の派遣経費については、令和8年3月31日に至るまでの間は、教職員が所属する各機関が負担できるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲・乙それぞれの署名の上、各1通を保有するものとする。

令和 8年 2月 9日

甲 愛知教育大学長

乙 鈴鹿市教育長

野田敦敬

廣田隆延